解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月七日

宮城県仙台市八木山南一丁目一〇番地一号
財団法人いわき郷友会
代表清算人　志賀　昌幸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年九月二十六日開催の総会の決議により、平成二十三年十月二日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月七日

栃木県栃木市西方町金崎九番地
社団法人西方町シルバー人材センター
代表清算人　宇賀神末盈

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年十月十三日岐阜県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十一月七日

岐阜県加茂郡富加町滝田一五一一番地
富加町土地開発公社
代表清算人　高垣　純司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市野幌屯田町四六番地一〇、最後の住所北海道江別市野幌屯田町四六番地の一〇　被相続人　亡　小館　一磨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

札幌市中央区大通西一三丁目四番地中菱ビル
相続財産管理人　司法書士　佐藤　司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県行方市麻生一一四〇番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石橋　章弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

茨城県水戸市大町一丁目二番六　三井生命水戸ビル五階
相続財産管理人　弁護士　中本　義信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市田尻町一丁目一番、最後の住所茨城県日立市田尻町一丁目四五番八号
被相続人　亡　鈴木　忍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

茨城県水戸市大町一丁目二番六　三井生命水戸ビル五階
相続財産管理人　弁護士　中本　義信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡長南町豊原一七一六番地、最後の住所千葉県松戸市栄町七丁目五四二番地　被相続人　亡　山中勢以子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

千葉県流山市大字東深井八六〇番地の九七
相続財産管理人　櫻井　勉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区滝野川一丁目九〇番地、最後の住所東京都板橋区板橋一丁目五九番九号
被相続人　亡　今城　泰久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区上目黒四丁目二二〇七番地、最後の住所東京都西多摩郡奥多摩町海澤四三一番地東京多摩学園
被相続人　亡　原　広一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県鹿角市花輪字上花輪一八四番地、最後の住所東京都日野市大字新井七二〇番地第三あおい荘一〇二
被相続人　亡　髙瀬千惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県茅ヶ崎市高田三丁目一一九番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市高田三丁目二〇番一一号　被相続人　亡　中川　純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

横浜市中区相生町一丁目一五番地第二東商ビル七階
相続財産管理人　弁護士　菊地　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市港北区篠原台町二一二番地、最後の住所横浜市港北区篠原台町三一番五号
被相続人　亡　中田　正孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

横浜市中区相生町五―八一白陽ビル三階
相続財産管理人　弁護士　須須木永一

第46期決算公告

平成23年9月29日　東京都豊島区西池袋5丁目13番13号
東都観光企業株式会社
代表取締役　宮本　繁樹

貸借対照表の要旨（平成23年6月30日現在）（単位：百万円）

（資産の部）	(25,128)	（負債の部）	(22,820)
流動資産	6,034	負債	370
固定資産	19,093	流動負債	24
有形固定資産	10,635	引当金	346
無形固定資産	1	賞与引当金	22,450
投資その他の資産	8,455	その他の負債	94
		固定負債	22,355
		退職給付引当金	(2,307)
		その他	2,307
		（純資産の部）	20
		株主資本	91
		資本金	91
		資本剰余金	2,196
		資本準備金	2,196
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
資産合計	25,128	負債・純資産合計	25,128

損益計算書の要旨
（自至　平成22年7月1日　平成23年6月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,766
売上原価	1,803
売上総損失	37
一般管理費	70
営業損失	107
営業外収益	132
営業外費用	0
経常利益	24
特別利益	0
特別損失	36
税引前当期純損失	11
法人税・住民税及び事業税	△ 3
法人税等調整額	△ 11
当期純利益	2